

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月13日（火）午後1時30分から午後2時7分まで

2. 開催場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席者

農業委員（9人）

会 長	5番	中 山 雅 史
会長職務代理	4番	岡 野 幸 雄
委 員	1番	中 山 一 徳
委 員	2番	古 谷 幸 保
委 員	3番	菊 地 典 夫
委 員	6番	中 山 茂
委 員	8番	仲 井 一 人
委 員	9番	山 中 正 市
委 員	10番	中 山 和 広

農業委員会事務局職員（3人）

事 務 局 長	大久保 慎太郎
事務局長補佐	高 津 知 明
係 長	飯 山 克 彦

4. 欠席委員

委 員	7番	文 藏 雄 嗣
-----	----	---------

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による賃借権設定の許可について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第4号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第5号	現況証明発行可否について
議案第6号	農地改良協議に対する同意について
議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ②制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

1. 事務局（大久保事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和8年1月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にお願いがございます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに切り替えますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長よろしくをお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

皆様、あらためまして、おめでとうございます。本年もよろしくをお願いいたします。令和8年が皆様にとって良い年でありますように心からご祈念申し上げます。

また、つくばみらい市農業委員会が発展することを祈念したいと思います。

令和8年も、我々農業委員会がやらなければならない課題が多々ありますので、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんと力を合わせて、共に頑張っていきたいと思っておりますので、皆様方のご協力、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、本日の総会は、議案7件と報告事項2件となっています。

皆様方の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

1. 事務局（大久保事務局長）

ありがとうございました。今日は、7番文蔵委員より欠席の旨の通告がありました。出席委員は10名中9名の出席でございます。

委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長にお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

まず、議事日程の3番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

1. 議長 (中山会長)

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、2番古谷委員、3番菊地委員の2名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局 (大久保事務局長)

議案第1号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は5件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²、合計7筆、[]m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²、合計2筆、[]m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、[]字[]番、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²、[]字[]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[]m²、合計2筆、[]m²の小作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は、[]字[]番、地目は登記、現況とも畑、面積は[]m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は、[]字[]番、地目は登記、現

況とも田、面積は■■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。8番仲井委員よりお願いします。

1. 仲井委員

1月6日、午前8時40分から行った現地調査、書類審査結果について報告いたします。

当日は、中山会長、山中委員、中山和広委員、私、事務局からは大久保事務局長、飯山係長の6名で書類審査、現地調査を行いました。

受付番号1番、地図は3ページになります。

申請地は、■■■■■の■■■■■側、■■■■■側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約120アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稲、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、7筆 ■■■■■㎡を売買により譲り受け、水稲を作付する予定です。

続きまして受付番号2番、地図は4ページになります。

申請地は、■■■■■の■■■■■側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約390アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稲、花卉を栽培する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、2筆 ■■■■■㎡を規模拡大のため、農地中間管理機構が行う特例事業を利用し、売買により譲り受け、水稲を作付する予定です。

続きまして受付番号3番、地図は5ページになります。

申請地は、■■■■■の■■■■■側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約113アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稲、小麦を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、1筆、■■■■■㎡、登記、現況とも畑、1筆、■■■■■㎡、

合計2筆、 \blacksquare m²を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻、小麦を作付する予定です。

続きまして受付番号4番、地図は6ページになります。

申請地は、 \blacksquare の \blacksquare 側になります。現地は草が生えており、耕作はされておられませんでした。

申請者は、自作地約11アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は3名で、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、1筆、 \blacksquare m²を規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号5番、地図は7ページになります。

申請地は、 \blacksquare の \blacksquare 側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約280アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻、麦、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、1筆 \blacksquare m²を規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

以上のことから、受付番号1番から受付番号5番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われま。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第1号受付番号1番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。
（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号5番についてご質問のある方、挙手願います。
（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第2号「農地法第3条の規定による賃借権設定の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長）

議案第2号「農地法第3条の規定による賃借権設定の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による賃借権設定の許可申請は3件となっております。8ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■■■■■■m²の自作地、契約内容は賃借権設定となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■m²、■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■m²、■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■m²、合計3筆、■■■■■■■■■■m²の自作地、契約内容は賃借権設定となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、

面積は■■■■㎡、■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、合計2筆、■■■■㎡の自作地、契約内容は賃借権設定となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。8番仲井委員よりお願いします。

1. 仲井委員

1月6日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

受付番号1番、地図は9ページになります。

申請地は、■■■■の■■■側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約1,377アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、1筆、■■■■㎡で、水稻の作付けをするための賃借権設定となっております。

期間は、許可日から令和18年1月12日までの10年間となっております。

続きまして受付番号2番、地図は10ページになります。

申請地は、■■■■の■■■側になります。現地は草が生えており、耕作はされておられませんでした。

申請者は、新規就農者になります。

申請地は、登記、現況とも畑、3筆、■■■■㎡で、ブルーベリーの栽培をするための賃借権設定となっております。

期間は、許可日から令和17年12月31日までとなっております。

続きまして受付番号3番、地図は11ページになります。

申請地は、■■■■の■■■側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、新規就農者になります。

申請地は、登記、現況とも畑、2筆、■■■■㎡で、野菜の作付けをするための賃借権設定となっております。

期間は、許可日から令和9年12月31日までとなっております。

以上のことから、受付番号1番から受付番号3番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第2号受付番号1番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（中山会長）

続いて議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長）

議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請は1件となっております。12ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、令和7年6月9日付、みらい農委指令第22号をもって建売住宅の許可を受けましたが、自己住宅への承継を伴う事業計画変更をするための申請になります。

申請地は、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも畑、面積は**■**m²、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも畑、面積は**■**m²、合計2筆、**■**m²でございます。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思っております。10番中山和広委員よりお願いします。

1. 中山和広委員

1月6日、午前8時40分から行った現地調査、書類審査結果について報告いたします。

メンバーは、先程、議案第1号で仲井委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は13ページになります。

申請地は、**■**の**■**側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

先程、事務局から説明がありましたとおり、令和7年6月9日付で建売住宅の許可を受けましたが、承継者が自己住宅を建築するため、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、受付番号1番につきましては、承認しても差し支えないと思われま

す。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりました

ので、これより審議いたします。議案第3号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第3号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議長 (中山会長)

続いて議案第4号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局 (大久保事務局長)

議案第4号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は2件となっております。14ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■m²、
■■■■字■■■■■■■■■■番■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■m²、合計2筆、
■■■■■■■■■■m²でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■m²でございます。

説明は以上です。

1. 議長 (中山会長)

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただ

きたいと思います。10番中山和広委員よりお願いします。

1. 中山和広委員

1月6日、午前8時40分から行った現地調査、書類審査結果について報告いたします。

受付番号1番、地図は15ページになります。

申請地は、■■■■の■■側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地2筆、■■■■㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、自己資金と融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、地図は16ページになります。

申請地は、■■■■の■■側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えていることから、第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆、■■■■㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可基準を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第4号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第4号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長 (中山会長)

続いて、議案第5号「現況証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局 (大久保事務局長)

議案第5号「現況証明発行可否について」をご説明いたします。今月の現況証明願は1件となっております。17ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、 字 番 、地目は登記、現況とも田、面積は m²でございます。

説明は以上です。

1. 議 長 (中山会長)

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思っております。9番山中委員より報告をお願いします。

1. 山中委員

1月6日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で仲井委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は18ページになります。

申請地は、 の 側になります。

証明を必要とする理由は、地目変更登記のためとなっております。

以上のことから、今回提出されました受付番号1番につきましては、関係法令との調

整も行っており、現在、畑として使用されている状況でしたので、現況証明を発行しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第5号受付番号1番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第5号について、現況証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第5号は原案のとおり現況証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて議案第6号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長）

議案第6号「農地改良協議に対する同意について」をご説明いたします。

今月の農地改良協議書は1件となっております。19ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも田、面積■■■■㎡でございます。

説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の報告をお願いいたします。9番山中委員よりお願いします。

1. 山中委員

1月6日、午前8時40分から行った現地調査、書類審査結果について報告いたします。

受付番号1番、地図は20ページになります。

申請地は、■■■■■■■■■■の■■■■側になります。

今回提出されました農地改良計画の内容は、湿田解消するための申請になります。

搬入期間については、許可後から3月30日までとなっております。

搬入土は、■■■■字■■■■■■■■■■番■■■■の田の土を使用する計画となっており、搬入後は、引き続き水稻の作付けを予定しております。

以上のことから、今回提出されました受付番号1番につきましては、農地改良協議に対する同意をしても差し支えないと思われまます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。現地調査、書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第6号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第6号について原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第6号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

1. 議長（中山会長）

続いて、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務

局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長）

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を説明します。21ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が50筆で、110,727㎡、畑が21筆で、24,558㎡、合計71筆、135,285㎡です。貸し手が32人で、借り手が17人となります。

次に更新案件ですが、田が6筆で、14,944㎡、畑が7筆で、3,878㎡、合計13筆、18,822㎡です。貸し手が3人で、借り手が1人となります。

合計では、田が56筆で、125,671㎡、畑が28筆で、28,436㎡、合計84筆、154,107㎡です。貸し手が35人で、借り手が18人となります。

権利の設定開始は、令和8年3月1日からとなります。

詳細につきましては、22ページから26ページの農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。25ページの受付番号66番から受付番号68番は4番岡野会長職務代理者、受付番号69番から受付番号81番は6番中山茂委員、受付番号82番から受付番号84番は5番、私、中山が議事参与の制限となっております。したがって、4つに分けて審議を進めてまいります。

まず、受付番号1番から受付番号65番について審議いたします。ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第7号の受付番号1番から受付番号65番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第7号の受付番号1番から受付番号65番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、受付番号66番から受付番号68番について審議いたします。4番岡野会長職務代理者の退席をお願いします。

（岡野会長職務代理者退席）

1. 議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号66番から受付番号68番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第7号の受付番号66番から受付番号68番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第7号の受付番号66番から受付番号68番については原案のとおり承認することに決定いたしました。岡野会長職務代理者の復席をお願いします。

（岡野会長職務代理者復席）

1. 議 長（中山会長）

続いて、受付番号69番から受付番号81番について審議いたします。6番中山茂委員の退席をお願いします。

（中山茂委員退席）

1. 議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号69番から受付番号81番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長(中山会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第7号の受付番号69番から受付番号81番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第7号の受付番号69番から受付番号81番については原案のとおり承認することに決定いたしました。中山茂委員の復席をお願いします。

(中山茂委員復席)

1. 議長(中山会長)

続いて、受付番号82番から受付番号84番について審議いたしますが、5番、私、中山が議事参与の制限となっておりますので、岡野会長職務代理者に議長を交代いたします。岡野会長職務代理者よろしくお願ひいたします。

(中山会長から岡野会長職務代理者に議長席を交代する)

1. 議長(岡野会長職務代理者)

議案第7号の受付番号82番から受付番号84番につきましては、5番中山会長が議事参与の制限となっておりますので、私、岡野が議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、中山会長は退席をお願いいたします。

(中山会長退席)

1. 議長(岡野会長職務代理者)

それでは審議いたします。受付番号82番から受付番号84番についてご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長（岡野会長職務代理者）

質問がないようですので、採決いたします。議案第7号の受付番号82番から受付番号84番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（岡野会長職務代理者）

ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第7号の受付番号82番から受付番号84番は原案のとおり承認することに決定いたしました。

審議が終了しましたので、中山会長の復席をお願いします。

（中山会長復席）

1. 議 長（岡野会長職務代理者）

中山会長が議事参与の制限となっておりました、議案第7号の受付番号82番から受付番号84番につきましては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、議長を中山会長と交代させていただきます。

（岡野会長職務代理者から中山会長に議長席を交代する）

1. 議 長（中山会長）

それでは、引き続き議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上審議の結果、議案第7号は全て原案のとおり承認することに決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

1. 議 長（中山会長）

議案は以上でございます。続いて、報告事項に入ります。報告事項2件について一括して事務局より報告願います。

1. 事務局（飯山係長）

報告事項①「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は27ページから30ページをご覧ください。

今回の合意解約は12件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが5件、耕作者変更のためのものが7件となっております。

続きまして、報告事項②「制限除外の農地の移動届について」をご報告します。議案書は31ページになります。

今回の移動届は4件となります。

申請理由は、市道の舗装幅員拡幅等の整備のためのものが1件、橋梁上部工事の架設ヤードとして使用するためのものが1件、移動通信用基地局用地にするためのものが1件、道路用地にするためのものが1件となっております。

報告は以上です。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、1月定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和8年1月13日

つくばみらい市農業委員会

議長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員 ⑩